

福島県総合計画審議会 議 事 録

日 時 令和3年8月24日（火）
13時30分～16時00分
場 所 ホテル福島グリーンパレス
2階 瑞光の間

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計 25 名

川崎興太委員、青砥和希委員、横田純子委員、今野泰委員、西崎芽衣委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、菅野孝志委員、松本秀樹委員、轡田倉治委員（代理：石本健）、渡邊博美委員（代理：石井浩）、橋本直子委員、前澤由美委員、木村守和委員、小林清美委員、立谷秀清委員（代理：小松信之）、大宅宗吉委員（代理：安田清敏）、安斎康史委員、小野広司委員、岩崎由美子委員、星崎歩美委員、小林奈保子委員、長林久夫委員、福迫昌之委員、松澤瞬委員

※下線の委員はリモート形式による参加

(2) 福島県 計 30 名

総務部政策監、危機管理部政策監、企画調整部企画調整課主幹、避難地域復興局避難地域復興課主幹、文化スポーツ局次長、生活環境部企画主幹、保健福祉部政策監、こども未来局次長、商工労働部政策監、観光交流局次長、農林水産部政策監、土木部次長、出納局次長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、教育庁企画主幹兼副課長、警察本部企画官、県北地方振興局次長、県中地方振興局次長、県南地方振興局次長兼企画商工部長、会津地方振興局次長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局次長兼企画商工部長、いわき地方振興局次長兼企画商工部長

（土地利用計画法 関連 5 法担当）

自然保護課主幹兼副課長、農業担い手主幹、森林計画課主幹、森林保全課主幹兼副課長、都市計画課長

(3) 事務局 計 6 名

企画調整部長、企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進監兼政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹兼副課長（地方創生担当）、復興・総合計画課主幹（土地・水調整担当）

2 議 事

- (1) 新たな福島県総合計画（答申案）について
- (2) 新たな福島県土地利用基本計画（答申案）について
- (3) 福島県土地利用基本計画の一部変更について

3 発言者名、発言内容

次のとおり

司 会

——開 会——

審議会の開会に先立ちまして、新任の委員の皆様を御紹介します。お手元の資料の総合計画審議会委員の出席者名簿を御覧ください。

3番 一般社団法人未来の準備室理事長 青砥和希委員

19番 福島県町村会 会長代理副会長 大宅宗吉委員

24番 bird 代表 星崎歩美委員

25番 なみとも代表 小林奈保子委員

以上4名につきまして、新たに委嘱しておりますことを御報告いたします。

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会を開催します。

司 会
企画調整部長

——挨拶——

はじめに、企画調整部長の橘より御挨拶申し上げます。

皆さん、こんにちは。企画調整部長の橘です。本日は大変お忙しい中、また、福島県内におきましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が厳しい折に、リモートを交えながら御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の審議会では、9月県議会への議案提出に向けて審議会としての答申案を議論いただくこととしております。

総合計画につきましては、2年前の令和元年7月から、途中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時休止もありましたが、精力的に御議論いただき、新型コロナウイルス感染症による新しい社会変革なども盛り込んで、震災から10年を経て、浜・中・会津でいろいろな復興の進捗に地域差が見られる中で、できるだけ県民の皆様に分事と感じていただけるような総合計画をつくりたいということで、パブリックコメントを実施したり、地域の代表者の皆様に御参画いただく地域懇談会でも御議論いただきました。県議会でも調査検討委員会を精力的に実施していただきまして、8月2日には知事に申入れをいただきました。

先月28日の部会では、その後の意見も踏まえた改訂中間整理案について御議論をいただきました。基本目標について複数案を示しておりましたが、今回この中でも1つに絞るということで、ある程度のところまで来たと思います。

「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」というスローガンを県民の皆様に体感していただけるよう、指標や目標水準についても、庁内で議論しましたところ、現行案では276項目、これは現行の新生プランから約4割増えております。本日はそういったところも御議論いただければと思います。

また、土地利用基本計画についても、昨今の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、直近では静岡県熱海市の土砂災害の内容も反映しながらまとめてございます。様々な立場から忌憚のない御意見を頂きながら有意義な議論にいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司 会

続きまして、福島県総合計画審議会の岩崎会長から御挨拶をお願いいたしま

岩崎会長

す。

皆さん、こんにちは。会長の岩崎です。議事に入ります前に一言御挨拶を申し上げます。

先ほどもありましたが、途中、新型コロナウイルス感染症の影響で、10カ月ほど議論の中断があり、どうなることかと思っておりましたが、その後、議論を再開することができて、このたびようやく答申案について議論いただく場を迎えることができました。御協力、心から御礼申し上げます。

今日は、川崎部会長から7月28日の部会の議論について御報告いただき、また、新たな総合計画の基本目標や指標を中心に議論を進め、審議会の答申案として整理し、後日知事に答申したいと考えております。また、福島県土地利用基本計画について、長林部会長から部会での議論について御報告いただき、審議いただくとともに、土地利用基本計画の一部変更についても併せて審議いただく予定です。

これまで、この総合計画、土地利用基本計画の原案の取りまとめに当たって部会を重ねてまいりました。計画の原案のとりまとめに当たって御尽力いただいた部会長を始め委員の皆様には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この間の総合計画策定のプロセスというものを私なりに眺めていて、印象的だったところが3点ございます。

1つは、今回が総合計画初の試みと伺っておりますが、県民参加型の対話型ワークショップという新しいチャレンジに取り組んだということが大きな特徴だと思います。特に若い世代を対象にして声を聞こうという、それをできるだけ丁寧に計画に反映させていこうというチャレンジが非常に特徴的なことのひとつだと思います。

2つ目は、私も部会委員として参加しましたが、審議会や部会で、委員と事務局とのやり取り、対話というものが非常に丁寧に行われたのではないかと伺っております。毎回、各委員の皆様から出た意見を本当に丁寧に拾い上げてくださって、それに対して真正面から向き合って真摯に回答してくださった。整理をするだけでもものすごく手間がかかると思うのですけれども、こういった基本的な対話というものを大事にして事務局がこの計画策定に関わってくださったこと、本当にありがたいと思っております。当たり前のことですが、どこかでその当たり前のことがなかなかされていない風潮の中で、市民と行政との対話というものがしっかり行われた審議会だったと思います。

3つ目ですが、特に印象的だったのは、女性の委員の方が非常に活発に意見を出してくださったことが心に残っております。私はこの審議会の初の女性会長と伺っておりますが、女性の方が本当に前向きに様々な意見を出してくださったことに私自身も勇気づけられました。本当にありがとうございました。

今日はこの答申案を議論する最後の機会となります。皆さんのこれまでの思いがしっかりとこの答申案に反映されているか御議論をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

—議 事—

司 会
岩崎会長

それでは、これ以降の進行につきましては岩崎会長にお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは議事の進行を私が務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、委員現員 29 名中、リモートで参加の委員も含めて 25 名が出席しておりますので、本審議会は有効に成立しております。

続きまして、議事録署名人を 2 名選びたいと存じますが、私から議事録署名人を御指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議事録署名人を御指名申し上げます。お一人は小野委員、もう一人は福迫委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議事(1)新たな福島県総合計画(答申案)について」です。

新たな総合計画については、総合計画・復興計画策定検討部会により議論を進めてまいりました。6月2日に開催した第6回審議会では、第4回から第7回までの部会の審議経過などについて川崎委員から報告いただき、中間整理案について議論を行いました。また、先月 28 日に開催した第8回部会においては、第6回審議会後の6月から7月にかけて実施されたパブリックコメントや地域懇談会等で頂いた御意見を踏まえて修正した改訂中間整理案について議論を深めたところです。

川崎委員

本日は、はじめに部会長である川崎委員から第8回部会の審議内容などについて報告いただきたいと思います。川崎委員よろしくお願いいたします。

部会長を務めさせていただいている福島大学の川崎です。令和3年6月2日に開催されました第6回審議会以降の策定過程について御報告いたします。資料1を御覧ください。

まず、新たな総合計画の答申案を作成するに当たり、パブリックコメントや地域懇談会、市町村への意見照会を実施しました。資料に書いてありますとおり、パブリックコメントが42件、地域懇談会では212件、市町村意見が50件、合わせて300件を超える御意見を頂き、それぞれの意見について県から対応方針が示されたところです。

その結果をもとに修正した改訂中間整理案について、第8回総合計画・復興計画策定検討部会において基本目標と指標を中心に議論しました。

まず、基本目標についてですが、2ページを御覧ください。中間整理案においては、事務局より4つの案が示されたところです。①「やさしさ、すこやかさ、おいしさにあふれる豊かな地域を共に創り継ぐふくしま」、②「かけがえないふるさとを取り戻し、やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまをともにづくり、つなぐ」、③「やさしさ、しなやかさ、おいしさあふれるふくしまをともにづくり、つなぐ」、④「やさしさ、すこやかさ、おいしさをともに

つくり、つなぐ ふくしま」。

これらに対して、部会委員からは、お手元の資料にある9つの意見が出されました。まず、1つ目が「ひらがなより漢字を入れた方がよいのではないか」、2つ目に「漢字が入ったほうが単純に読みやすいが、ひらがなだけにすれば④のような短い形が良いのではないか」、3つ目に「『かけがえのないふるさとを取り戻す』ということについて、復興は浜通りあるいは避難地域が中心であって、その他の地域は復興とは違う別の課題があるのだから、復興は浜通りで頑張っってやっってという意見の方が多いのではないか。だからこそ、あえてこの文言を入れるべきではないか」、4つ目に「『ふるさと』は、ひらがなだと、新しく外から来た人、ここに住みたいと思った人も含めて、今住んでいる地域という意味だと感じる。③あるいは④に『ふるさと』という言葉を入れる形でどうか」、5つ目「①で良いと感じている。やはり漢字が入ることで読みやすい。現状、様々な記載で復興・再生への課題や福島イノベーション・コースト構想の話など、復興を前提とした内容となっており、全てが復興をしっかりやる前提での記載となっている。そういった意味では基本目標は①でよいのではないかと言う印象を持った」、こういった意見を頂いたところであります。

3ページを御覧ください。こうした御意見を踏まえ、事務局と検討した結果、論点としては3つに整理できるのではないかと考えました。1つ目は「3つのワードは『やさしさ』『すこやかさ』『おいしさ』でよいか」、2つ目が「ひらがなだけでなく漢字を入れるべきではないか」、3つ目は、「『かけがえのないふるさとを取り戻す』といったような復興をイメージできる文言を入れるべきかどうか」。

1つ目の3つのワードについては特に大きな意見はありませんでしたので、この3つのワードで整理することにいたしました。

2つ目の論点、漢字を入れるかどうかについては、地域懇談会の御意見では「ひらがなのみがいい」という意見と「漢字が入ったほうがいい」という意見は半々だったということです。策定検討部会では「漢字が入ったほうがいい」という意見が多かったので漢字を入れる方向で整理しました。

3つ目の復興をイメージする文言については、基本目標自体の文章が長くなるという御意見もあり、また、基本目標の下に「目標に向かうための揺らいではならない前提」ということで復興が大前提であることを記載していますので、この部分に「かけがえのないふるさとを取り戻す」を追加することで整理しました。

これら3つの論点を踏まえ、最終的なポイントとして、1つ目に、県のスローガンである「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」との関係性を考慮し、「ふくしま」で終わらないようにすること。2つ目に、「文章をできるだけ短くすること」などの御意見を踏まえて、策定検討部会といたしましては、ここに書いてあるとおり、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」と整理したところです。

以上が基本目標に関する経過です。

次に指標についてです。いくつか代表的な御意見を申し上げたいと思います。資料の1ページ目に戻る形になりますが、まず1つ目に、「EBPM (Evidence-based Policy Making) を掲げるのであれば、目標値をどうやって設定したか、何らかの記載が必要ではないか」ということです。

2つ目に、「目標値の説明をそれぞれ計画の中に書き込むのは多すぎる。例えば、マーケットシェアなのか、競争力なのか、全国平均値によるものなのか、そのようなことを鑑みて設定しているが、「詳細は別途資料編を参照」のような一般的な表現をどこかに入れるのもいいのではないか」といった御意見。

3つ目は、「指標にこだわると課題がそこしかないようになってしまうが、あくまで課題の一部であるという理解の上で出したほうが良いのではないか。」

4つ目に、「目標値が「適切に対応する」「上昇を目指す」「減少を目指す」と書かれているが、「適切に対応する」はどう理解したらいいかわかりづらい面がある。目標値が出ていないのはやる気がないと勘違いされるおそれがあるので再検討が必要ではないか」という御意見。

最後に、「指標はベンチマークである以上、原則として数値を示すことに意義があるのではないか」、このような御意見を頂きました。

御意見につきましては、私と事務局の方で整理いたしまして本日の答申案を作成した次第です。

このほかにも各委員から多くの御意見を頂きました。詳細についてはお手元の参考資料2「これまでの総合計画審議会等における主なご意見」をご参照ください。

また、本日の審議会で示される答申案については、これまでの議論を踏まえて修正したものとなっております。詳細につきましては事務局より説明させていただきます。

以上、少し長くなりましたが、部会の主な意見、答申案について御報告させていただきました。どうもありがとうございました。

川崎委員、ありがとうございました。

それでは、新たな福島県総合計画の答申案について、事務局より説明をお願いします。

皆様、こんにちは。復興・総合計画課長の佐藤でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、福島県総合計画の答申案について御説明いたします。答申案本体の説明の前に、6月2日の審議会以降の経過を簡単に説明させていただきます。

先ほど川崎部会長から資料1により御報告いただきましたとおり、6月2日の審議会後、パブリックコメント、地域懇談会及び市町村照会を実施いたしました。

パブリックコメントにつきましては、6月11日から7月10日までの1か月間実施し、のべ42件の御意見を頂きました。意見の多くは、第4章の政策・施策に基づいて毎年度構築する事業をどうすべきといった内容でした。県民の皆さんは、県が具体的に何をするのかという点に関心が高いものを受け止めてお

岩崎会長

復興・総合計画課長

ります。一方、これまで部会・審議会で議論してきた中間整理案の基本的な方向性自体を否定するような意見はございませんでした。詳細は参考資料1-1に記載しております。一つ一つの御意見に関する説明は省略させていただきます。

次に、地域懇談会についてです。6月17日から30日までの間、各地方振興局において開催いたしました。43名のそれぞれの地域で様々な立場で御活動されている県民の皆さんに加え、本審議会からも14名の委員の皆様にご出席いただき、全体では212件の御意見を頂きました。詳細は参考資料1-2に掲載しております。こちら一つ一つの御意見に対する説明は省略させていただきます。

次に、全市町村への意見照会を行い、こちら50件の御意見を頂きました。市町村からの御意見は、専門用語も含め言葉の使い方への御意見を多く頂きました。こちらにつきましては参考資料1-3にまとめております。

今回、パブリックコメント、地域懇談会、市町村照会を通じて300件を超える御意見を頂きました。計画本文の修正を行ったものだけでなく、今後の事業構築の参考にさせていただくものもごございます。

県庁内各部局との調整結果につきましては、参考資料1-1から1-3にすべて掲載しております。

また、3月に県議会調査検討委員会が設置されました。全部で8回開催され、多数の御意見を頂きました。7月末に調査検討委員会から県議会議長に審議結果の報告があり、8月2日に議長から知事への意見の申入れがなされました。ポイントは大きく5点になります。

1つ目が「県民が主役となる総合計画」として、一人ひとりの県民が大切にされる社会を目指すとともに、計画の考え方を県民ぐるみで共有して取り組めるようにするという御意見、2つ目が「計画の着実な推進」として、PDCAサイクルを着実に回すこと、そのための適切な指標設定をすべきとする御意見、3つ目が「伝わる表現と発信」として、伝わる工夫と、県内外に広く発信していくべきとする御意見、4つ目が「状況の変化を踏まえた適切な見直し」として、想定外事象の発生や社会情勢の急速な変化を踏まえ、状況に対応した適時適切な計画の見直しを行うべきとする御意見、5つ目として「その他」、財源の確保、財政の健全化を図るべきとする御意見を頂いたところです。

次に、7月28日開催の本審議会策定検討部会における御意見を改めて概括的に加えさせていただきます。

1つ目に、先ほど川崎部会長から御報告いただいたとおり、基本目標に関して意見を頂きました。それから、指標に関するものとして、「指標を設定したことや目標設定のロジックを明らかにしておくべき」として、具体的に観光分野に関する確認や御意見を頂きました。こちらにつきましては、本題とは別にまとめる「資料編」でそれぞれの指標について詳しく記載することとします。また、議会調査検討委員会からも御指摘があったところですが、目標値の設定について、「『適切に対応する』」など定性的な表現ではなく、できるだけ定量的な

指標かつ意味のある指標に」との御意見を頂いております。あわせて、事後に頂いた御意見も含め、「社会の課題やその解決策には複数の側面があることに配慮が必要」との御指摘をこれまでも頂いてきたところです。このため、指標につきましては、可能な限り数も増やしつつ、質の向上も進めてまいりました。指標全体につきましては後ほど御説明します。

以上、これまで頂きました御意見を踏まえ、答申案としてまとめました。資料は2-1となります。答申案について御説明します。前回審議会からの変更箇所は赤字になっておりますが、主な部分を御説明します。

31 ページ目をお開きください。基本目標についてです。川崎部会長の御報告のとおり、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」として掲載しております。その際、「やさしさ、すこやかさ、おいしさ」、この3つのワードを設定した理由について記載しております。あわせて、原子力災害という前例のない課題からの復興・再生を進める本県において、廃炉・環境回復、生活・生業の再生、産業の再生などの問題が着実に解決されていくこと、そして、国、県、市町村が一体となって復興を進め、かけがえのないふるさとを取り戻す必要があることを追記し、「目標に向かうために揺らいではならない前提」として記載しております。

37 ページ目をお開きください。こちらにつきましては、議会調査検討委員会等からの御指摘・御意見を踏まえ、県のスローガンと県づくりの理念、基本目標の関係性としてイメージ図を追加したものです。ふくしまの現在地から、県民の皆さんの意見から導き出した県づくりの理念を根底に据えていること、また、基本目標や将来の姿を目指して、「ひとつ、ひとつ実現する ふくしま」のスローガンのとおり、着実に歩みを進めていくことをイメージしたものです。

45 ページ目をお開きください。政策分野別主要施策の体系のページとなります。ページの中段あたりで、改めての御説明になりますが、本計画においては、指標を「基本指標」「補完指標」の2つに整理しております。そもそも、県の施策は、将来の姿の実現に向け、課題解決を目指して取り組むものであり、総合計画に掲げる指標は県の取組の成果がどのようになっているのかがわかるものという前提があります。一方で、指標自体、施策と1対1になっているものはむしろ少なく、ほかの施策の影響や一見関係がなさそうな事象によっても変化するものです。そのような難しさがあることも踏まえながら、施策を講じることによって課題解決をどれだけ達成したかをより直接的に測ることができると考えられる指標を「基本指標（成果指標）」といたしました。また、課題解決の達成状況を直接的に測る指標ではないものの、課題や取組の現状分析に資すると目される指標を「補完指標」としました。

また、赤字部分になりますが、本審議会策定検討部会からの御意見を踏まえ、「目標値設定の考え方」を記載しました。指標の目標値については、全国との比較、国の目標値との整合、過年度までの実績や将来予測などを踏まえ、それぞれの指標において定めております。こちらにつきましては、一般的・例示的な記載となっておりますが、資料編においては、それぞれの目標値の考え方を

まとめてまいります。

続きまして58ページ目をお開きください。それぞれの指標のページとなります。中間整理案までは、各政策の冒頭に指標をお示ししておりましたが、文章の流れなどを考慮し、各政策の末尾に見開きで配置することとしました。概ね、左のページが基本指標、右のページが補完指標となります。加えて、それぞれの指標がどの政策や施策と関連が深いかわかるように整理いたしました。

また、前回の本審議会策定検討部会でお示した改訂中間整理案におきましては、目標値について、「上昇を目指す」「減少を目指す」などの定性的な目標値が多かったところです。このことにつきまして、委員の皆さんから「数値を示すべき」という御意見を頂き、今回、可能な限り数値による目標値を設定しました。一方で、相談件数などについては異なる別の意味合いを持つなどの御指摘を頂いており、目標値を定める性質の指標ではないと考えたところです。むしろ、こうした指標につきましては、毎年モニタリングして、その数値と背景になっている社会情勢や周辺環境について分析し対応していくことが重要となると考えております。このため、目標値の欄には「数値は毎年度把握し分析する（目標値は設定しない）」と明記しました。

それぞれの政策に掲げる指標についてですが、「ひと分野」では政策を5つ掲げており、58ページ、59ページの「全国に誇れる健康長寿県へ」については、健康長寿を始めとする指標が掲載されています。

62ページ、63ページになりますが、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」について、「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合」を始めとする指標を掲載しております。

68ページ、69ページになります。『「福島ならではの」教育の充実』について、「地方自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合」を始めとする指標について掲載しております。

74ページ、75ページになります。「誰もがいきいきと暮らせる県づくり」について、「日頃、人と人の支え合いや絆を実感していると回答した県民の割合」を始めとする指標について掲載しております。78ページ、79ページの「福島への新しい人の流れづくり」については、「人口の社会増減」を始めとする指標を掲載しております。

続きまして、「暮らし分野」は政策を6つ掲げております。88ページ、89ページになります。「東日本大震災・原子力災害からの復興・再生」については、「避難解除区域の居住人口」を始めとする指標を掲げております。

94ページ目、95ページ目になります。「災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり」については、「土砂災害から保全される人家戸数」や「犯罪発生件数」等を始めとする指標を掲載しております。

100ページ目、101ページ目になります。「安心の医療、介護・福祉提供体制の整備」については、「医療施設従事医師数」などを始めとする指標を掲載しております。

106ページ目、107ページ目になります。「環境と調和・共生する県づくり」

については、「本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合」を始めとする指標を掲載しております。

110 ページ目、111 ページ目になります。「過疎・中山間地域の持続的な発展」についてです。「自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合」を始めとする指標を掲載しております。

116 ページ目、117 ページ目になりますが、「ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり」についての指標です。「文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合」を始めとする指標を掲載しております。

続けて、「しごと分野」は7つの政策を掲げております。124 ページ目、125 ページ目をお開きください。「地域産業の持続的発展」についてですが、「製造品出荷額等」を始めとする指標を掲載しております。

130 ページ、131 ページになります。「福島イノベーション・コースト構想の推進」については、「浜通り地域等の域内総生産の伸び率」を始めとする指標を掲載しております。

136 ページ、137 ページになりますが、「もうかる農林水産業の実現」については、「農業産出額」を始めとする指標を掲載しております。

140 ページ、141 ページになります。「再生可能エネルギー先駆けの地の実現」については、「再生可能エネルギー導入量」を始めとする指標を掲載しております。

続きまして、146、147 ページ目になります。「魅力を最大限いかした観光・交流の促進」については、「観光客入込数」を始めとする指標を掲載しております。

152、153 ページになります。「福島の産業を支える人材の確保・育成」についてです。「安定的な雇用者数」を始めとする指標を掲載しております。

最後、156 ページ、157 ページになります。「地域を結ぶ社会基盤の整備促進」については、「七つの地域の主要都市間の平均所要時間」を始めとする指標を掲載しております。

以上、駆け足でしたが、このような形で整理しました。

指標の項目数については、基本指標が 152、補完指標が 124、計 276 項目となっております。前計画のふくしま新生プランでは 197 項目でしたので、79 項目を増加させたものです。これは、成果を定量的かつ多角的に把握することを目指し指標の数を増やしたものです。基本指標で成果の見える化を図りつつ、補完指標により現状分析をしっかりと行ってまいりたいと考えております。こうすることで実効性の高い事業の企画立案につながるよう進行管理を進めていきたいと考えております。

なお、それぞれの指標の説明は省略します。

続きまして、159 ページ以降になります。第 5 章の地域別の主要施策となります。こちらは地域懇談会で頂いた御意見を踏まえ加筆・修正を行っております。個別の説明については説明を省略します。

最後に 211 ページ目となります。第 6 章ですが、議会から「しっかりとした政策を組み立てられるようエビデンスを踏まえていくことが大切」という御意

見を頂きました。進行管理の部分に、「根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を重視する」、また、「本県が保有する統計情報など様々なデータを積極的に活用しながら実効性の高い事業の企画立案」といった記載を行いました。

説明は以上です。ありがとうございました。

岩崎会長

ありがとうございました。資料1と資料2-1について御説明いただきました。委員の皆様には事前に資料の送付があり、目を通していただいていると思います。御意見、御質問があればお願いします。リモートで参加の方は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。順次指名しますので、それまでお待ちください。よろしくお願いします。

長林委員

長林でございます。格調高い御意見で、非常に立派な形で、印刷版に近いものを拝見させていただきました。細かい点で恐縮ですが、5点ほどありますので、御検討をお願いしたいということだけ申し上げたいと思います。1点は質問になります。

1番は、今回、4ページと5ページが見開きになっていますが、書いてある内容は非常に分かりやすいと思います。ただ、4ページ目では矢印が左側からだんだん下のほうにいて、5ページ目では矢印が上に行って、また下から2行目のところが下に行っている。これは、恐らくこの矢印がPDCAのサイクルを描かれているのかなと思います。例えば、5ページ目は実際の施策の展開がここに書かれています。そうすると4ページの上から下の矢印があって、5ページで下から上に戻ってくれば、これでひとつPDCAサイクルができるかということ、6章の左に向かう矢印の意味が少し分かりづらいという気がしておりました。この矢印が何を示しているのかということです。

それから2番目、37ページです。スローガンと施策の展開について、県のスローガンは「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」ということで、下矢印があって、下から階段を上るような右上の矢印がある。そして、将来の姿があって、30年後の姿がありますが、この下矢印という意味が少し分からない。それから、下から上に向かうのは30年後まで突き抜けてしまったほうが分かりやすいのではないかと思います。

それから、90ページをお願いします。「暮らし分野」の「災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり」です。真ん中の写真が逢瀬川の「工事中」と「完成」ということですが、よく写真を見ても違ふ場所から撮っているので、どこが完了しているのか分かりません。一番下のグラフは、写真とは違って今度はなすましの問題や事故の発生件数、つまり暮らしの安全です。となると、ここは「地域共助による避難行動の意識づけ」というテーマが書かれていますので、例えば、県のホームページを見ますと、危機管理センターの見学風景とか防災訓練、もしくは地域のハザードマップづくりがありますので、そういうものを入れていくと新しい観点がでてくるという気がしました。

それから、163ページです。地域の課題のところ、「〇〇地域の目指す方向性」とありますが、この「〇〇」は取ったほうがいいのかではないでしょうか。地域というと、特定しているわけではなくていくつかの地域を指しているの

	<p>地域が目指す方向性ということで、「〇〇」は何だろうと気になりますのでお願いいたします。</p> <p>もう一点、これは質問ですが、94 ページの基本指標の中の、施策「災害に強い県土の形成」の2 段目に、「計画規模に基づいた治水対策により浸水被害が解消する家屋数」とあります。現況が0 で目標値が1 万 1,000 戸とありますが、私は治水関係をやっているのですが、この計画規模に基づいた治水対策というのが、よく理解できないので、治水対策をそれぞれにやられていて、恐らく計画規模というのが関係していると、ここは御説明をお願いしたいと思います。検討事項と質問です。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。丁寧にみてくださって感謝いたします。4 つ、記載に関する御意見と、1 つの御質問を頂きました。いかがでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>ありがとうございます。丁寧にみていただいて感謝申し上げます。</p> <p>まず、矢印の関係につきましては、意図したところはそのとおりですが、今の御指摘を踏まえまして、もう少し考えてまいりたいと思います。</p> <p>写真につきましても、今の御意見を踏まえ、よりよいものが掲載できないか考えてまいります。</p>
事務局	<p>「〇〇地域」につきましては、それぞれ、県北、県中と入ってくるわけですが、確かに御意見のとおりかと思しますので、検討させていただきます。</p> <p>御指摘の指標について補足説明をさせていただきます。所管は土木部になりますが、令和元年東日本台風等、過去の災害により浸水被害が発生した家屋が、河川改修など治水対策の実施によって浸水被害の対象が解消される地域内の家屋の数と伺っております。現在の数を0 として、10 年後の令和 12 年度までには集中的な取組を実施して1 万 1,000 戸を目指すという説明を聞いております。</p> <p>以上でございます。</p>
長林部会長	<p>よろしいですか。そうしますと、「計画規模に基づいた」という文言が少し理解できない。例えば「ナントカの治水対策により」ということですかね。</p>
事務局	<p>土木部、補足事項があればお願いします。</p>
土木部	<p>土木部でございます。東日本台風等により被災した箇所に対して、現在、各河川において計画規模を定めて河川の築堤等を実施しております。その一方で、災害復旧等においてはこれまでの計画と同等の規模で復旧を実施しているところでございます。それらを区分するために「計画規模に基づいた」という表現をしています。</p>
長林部会長	<p>だいたい理解できました。恐らく一般の方は読んでも理解できないですね。今やられている治水の工事自体がほとんど各河川で現在持っている整備計画の規模に相当する内容で改修されているから、そうすると1 万 1,000 が12 年度までには完成しますよという意味ですね。すると、台風後の治水対策は、令和元年の東日本台風ですか、「東日本台風後の治水対策」としたほうが一般の方は理解ができるのではないかと思います。御検討願えればと思います。</p>
土木部	<p>了解しました。分かりやすい表現を検討したいと思います。ありがとうございます。</p>

岩崎会長

います。

ありがとうございました。

先ほどから手を挙げているリモートの星崎委員、よろしくお願いします。

星崎委員

星崎です。よろしくお願いします。私、今日初めて参加させていただくんですが、計画案を見て、ここまでいろいろ議論されていたということで、これは直さなければいけないというところはないです。ただ、拝見して少し気になったところと、直す必要はないけれども考慮してほしいことがありましたのでお話しさせていただきます。各項目については5点、全体について3点、お話しさせていただきます。

まず、各項目についての1点目、ページでいうと44ページのデジタル化のところですが、基本目標の「デジタル変革(DX)」とありまして、仕組みをこれから取り入れなければいけないと思うんですが、県ではなく各市町村が実際にやっていることが気になっておりまして、自治体はその仕組みを取り入れようとすると、企業から相場より高い金額を提示される可能性もあると思います。ただ、小さな自治体ではその金額の高低を判断するのは難しいと思いますので、県のDX担当者など相談窓口があると余計な税金を使わなくていいのかなと思いました。

もうひとつ、「デジタル人材の育成」とありますが、デジタルは範囲が広すぎてあいまいなのかなと感じました。必要な人材像というのを定義しておいたほうがいいと思います。現実、何かできる人ということになるんですが、ベンダー交渉ができる人なのか、要件定義できる人なのか、あるいはシステムを使いこなせる人なのか、すべて必要だとは思いますが、使いこなせる人だけでもだめだと思うので、どういった人材なのかをもう少し細かく定義すると思います。

続きまして156ページの中に「携帯電話人口カバー率」というところがありますが、今、県ではワーケーションを推進されていて、建物内のWi-Fi整備は結構どこも重要視していると思いますが、Wi-Fiが整備されていても電話の電波がカバーされていないところがあるのではないかと感じております。私は北塩原村という山の中に住んでいるのでなおさら感じるかと思いますが、カバー率の現況値で99.94というのは恐らく各キャリアで示されている数字と思いますが、村内でいうと、外はつながっても建物内はつながらないというところがあります。観光地は自然が多いので、キャリアごとの対象エリアと考えると少し違うのかもしれないですが、キャリアでカバーする地域に働きかける際に、家屋があるところだけではなく、人がいるところとして検討してもらいたいと思いました。どれくらいカバーできたらいいのか正解が難しいですが、観光まですべてカバーするとなると自然もカバーする必要があるが、エマージェンシーコールが必ずかかるということであればまた変わってくると思うので、どのシーンで見たときに変わってきている必要があるかを考える必要があると思います。

3点目が65ページの教育についてです。デジタルやプログラミングも必要な

ところですが、同じくらい自然の力の理解や共生への知見も学べる場所であってほしいと思います。SDGsの記載もありましたが、ITではなく、地球に関しての学びができる場所であってほしいと思いました。「暮らし」という分野では「共生」という文言はありましたが、学びにもぜひ入れていただきたいと思います。福島らしい学びとありましたが、ITを頑張っているところと、生きる力を学べるという、その2つが両立して福島らしさなのかなと私は感じました。

最後、103ページの「環境と調和・共生する県づくり」のところで、「美しい景観の保護」という記載があります。これは伐採しないということだけに目がいきそうな表現かなと感じました。実際、ここに住んでいると、県有地に粗大ごみが放置されているところもあるので、ごみの放置を予防する方法や罰則を設ける方法を考えていけるといいと思いました。

各項目については以上です。

次に全体について3点申し上げます。1点目、8ページにもあるとおり、県民が総合計画に関心を深めてもらう、自分ごとと捉えることが必要ということでしたが、計画は素晴らしいものだと思うんですが、県民にこれを浸透させるための方法を検討されているのかどうか、どのように考えているのかを、今の時点で何か決まっていれば教えてください。

2点目ですが、この冊子ではなく、最初に県の方から見せていただいた資料に「総合計画の役割」というところがあり、県民だけではなく自治体職員にとって職務を遂行する上での目標になるものと聞きました。県民への浸透と自治体職員への浸透は適切な方法が異なると思うので、これもどのように浸透させていくか、もしくは評価していくのかをお伺いしたいです。

3点目、これも質問ですが、自治体職員にとっての目標というのは、県の職員だけではなく、市町村の職員にとっても職務を遂行する上での目標・指針になるものと捉えていいのか教えてください。

ありがとうございました。今の御意見の整理をしますと、まず、計画の案に対する御意見をいただきました。1つはデジタル化に関わる記載で、市町村に対する支援相談窓口が必要という御意見、それから「デジタル人材」の定義をしたほうがいいのかという御意見でした。また、携帯電話のカバー率、どこまでカバーするか、どの視点からカバーすべきなのかを盛り込んだほうがいいのかということ。3点目は教育について、ITを一生懸命進めると書いてあるが、福島らしい学びとして自然との共生といった視点も必要なのではないかという御意見。4つ目は自然保護について、例えば粗大ごみの放棄のような課題についても入れ込むべきではないかという御意見でした。

それから御質問ということで、この計画案自体は大変素晴らしいものだが、それをどういう形で県民あるいは県の職員、さらには市町村職員に知ってもらうのか、周知と浸透についてどのような考えを持っているのかという御質問でした。

事務局からお願いいたします。

岩崎会長

御質問ありがとうございました。各部局で補足があれば補ってもらいたいと思いますが、まず、1つ目のデジタル化につきましては指針をつくっている最中でありまして、そちらの内容をこちらにダイジェストで記載したものです。指針のほうに具体的に、今のお話なども踏まえて、書き込めるものは書き込んでいくという形になるのかなと思います。担当課に伝えたいと思います。

あわせて、携帯の話もありました。こちらについても、毎年の予算の中でやっていく形になりますので、今の御指摘を踏まえまして担当課に伝えたいと思います。

教育と自然につきましては、具体的に取組を進めていくという話になるのかなと思いますので、何か担当部局から補足があればしてもらいたいと思います。

全体の話につきましては、3点、どれも共通するお話だと感じております。ページ数でいきますと210ページ目、最後のほうになります。第6章に「計画推進に当たっての考え方」を記載しております。まさに、星崎委員からありました考え方、あらゆる主体にこの計画を伝えていくことが大事だということが書いてございます。具体的にどうするのかという話ですが、まずは、この計画を策定いたしましたら、できるだけ多くの市町村や、あるいは各団体を回らせていただき、この計画の中身、特に今回、計画の中で皆様の御意見を踏まえてSDGsの考え方なども「福島ならではの」ということでまとめさせていただいておりますので、そういったことも踏まえて説明に努めたいと思っております。各小学校あるいは中学校、高校もですが、子ども時代からSDGsなどに関心を持つような教育がされていると認識しております。そういった中で、この総合計画などが使われるような取組も考えてまいりたいと思っております。

これまでの審議会の中でも御意見を頂いておりますが、市町村も非常に重要だと考えております。住民自らが主体であるということとともに、その地域の将来の姿をつくっていくこととなりますので、3番目の質問にありましたが、我々が掲げる目標、県全体として掲げる目標などを参考にさせていただき、それぞれの市町村において、危機感あるいは課題を共有し、進める方向、未来を一緒につくっていけたらなと考えています。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

ほかの部局から何かございますか。

教育庁です。自然との共生についての視点を盛り込んでもいいのではないかなというお話をいただきました。「福島ならではの」教育の充実の基本指標として、「地元自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合」という指標を考えております。また、「震災学習の実施率」や「地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合」を掲げ、体験を重視した学習を通して教育活動を行っていくこととしております。こうした視点を取り入れながら、これからの教育計画に盛り込んでいく方針にしておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上です。

星崎委員、いかがでしょうか。

岩崎会長
教育庁

岩崎会長

星崎委員	<p>ありがとうございました。最後の県民に浸透させるための発信という質問について少しお話しさせていただいてもいいでしょうか。</p>
岩崎会長	<p>はい、どうぞ。</p>
星崎委員	<p>この計画だけではなく、発信するという項目が施策の中にもいくつかあったと思います。例えばSNSの活用もあったと思いますが、浸透させるってやはりすごく難しいことだと思っていて、普段生活をしていて、県からのいろいろな取組や補助金など、活動していただいているにも関わらず村民に届いていないこともあります。新聞にはちゃんと載っているけれども、見逃した村民はそれを知らないとか、プレスリリースはちゃんとしてくれているけれども、それを見逃してしまっていると県民に届かないということがほかの情報についてもあるのかなと感じております。ですので、県民に発信する際には、ホームページに載せました、新聞に載りました、広報的な活動はもちろん今までもきちんといただいておりますが、それだけだとなかなか県民に届いていないこともあると思いますので、プラスどうやったら届くか、そのときの広告も必要ですし、今までの活動プラスアルファで、本当にいい計画だと思いますので、きちっと県民に届く、きちっと遂行されることにつながることを期待しております。</p> <p>以上です。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございました。ぜひそういったことで進めていければと思います。子ども向けの総合計画もつくるという話も出ていますので、そういったものも活用しながら、幅広い世代にこの計画について知ってもらい、関心を持ってもらうような取組も必要だと思います。また、ぜひそこで委員の皆様からいろいろなお知恵を拝借しながら情報発信について考えていければなと思っております。星崎委員、ありがとうございました。</p>
星崎委員	<p>ありがとうございました。</p>
岩崎会長	<p>ほかに御意見、いかがでしょうか。前澤委員、お願いします。</p>
前澤委員	<p>人口減少のために大事な取組だと思いますが、46ページの「ひと」分野のところ、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境が整っている」という将来の姿があり、これを実現する上での主な課題に「未婚率や平均初婚年齢の上昇」などがありますが、そのほかに最近問題視されているのが離婚率だと思います。どんなに男女に縁あって家庭をつくっても、子どもをつくる前に離婚してしまう、あるいは子どもが生まれてから離婚してシングルになる率がとても高まっています。離婚に至るまでの理由はたくさんあり、地域や時代ごとに変わっていくと思いますが、離婚しないで円満な家庭を築くことができれば、子どもを産んで幸せな家庭につながると思います。人との関わり、つながりはすべて家庭や家族の絆から始まると思われまますので、ここの主な課題のところ「離婚率の上昇」や「シングル数の増加」といったものを入れて、目標をかなえるための視点や指標を増やしたらどうかと思いました。</p>
岩崎会長	<p>以上です。</p>
岩崎会長	<p>46ページの「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境が整っている」のところ「離婚率」ということを入れるべきなのではないかという御指摘でした。</p>

事務局	<p>46 ページの上から 2 段目ですか、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境が整っている」という将来の姿に対しての課題の部分の御指摘でございました。御意見も踏まえましてどういった書き込みができるのか検討させていただきませんが、離婚の問題は個人の選択という部分もありますので、どういった書きぶりが良いのか、しっかり検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
前澤委員	<p>今、3 組に 1 組が離婚しておりまして、子どもを産んでシングルになってしまったり、子どもを 2 人 3 人と産める希望があっても産まなくなってひとりっ子になってしまったり、人口減少を食い止めるのにとっても大事な部分だと思っております。</p> <p>以上です。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。そこを加えて少し御検討いただければと思います。ほかに御意見、いかがでしょうか。福迫委員、お願いします。</p>
福迫委員	<p>最後の回で申し上げることではないかもしれませんが、第 5 章の「地域別の主要施策」と、その前までの全体の主要施策についてどのような関係を持たせるかということについて事務局でどのように考えたのでしょうか。地域別の主要施策になりますと、なかなか県では難しく、政策分野も出しづらいところがありますが、例えば、県の地域でいくつか主要施策があっても、これが全体の主要施策の中のどこと関連しているのか、その辺りの説明がないと第 5 章だけが分離したような印象をどうしても受けてしまって、第 5 章についての達成うんぬんというのは県ではあまり責任を持たないのかなという印象を受けてしまう。単なる総花的な目標で、基本的には自治体でやってくださいという話になるのか。せつかくこのような形で整理したので、ある程度の県の主要施策の中で実効性が出せるような工夫があったほうが良いと思います。難しいと思いますが、最後に何か工夫する余地があるかどうかを確認したいと思います。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。県全体の計画と地域別主要施策との関わりについてですが、お願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。以前にも同様の御意見を今野委員から御指摘いただいた経過もございました。参考資料 2 の 17 ページを御覧いただければと思います。第 5 章の地域別のつくり込みと第 2 章のつくり込みの関係をどういうふうに考えればよろしいでしょうかという御質問をいただき、福迫委員にも今、補足いただきましたが、地域別の主要施策につきましても、地域懇談会や、そういった地元の御意見を踏まえて課題をあぶり出してまとめております。当然、第 4 章で掲げる「ひと」「暮らし」「しごと」分野の取組にも関係してくる部分はございますが、より地域の課題に寄り添った書きぶりになっておりますので、第 4 章の分野をまたがっているものが非常に多い現状です。そのため、それぞれの役割を意識しつつ、整合性が図れるように計画は進行管理をしていきたいと考えております。その旨の回答をこの 17 ページでさせていただいておりますのでご理解いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>

岩崎会長 福迫委員	<p>福迫委員、いかがでしょうか。</p> <p>なかなか難しいところなので致し方ない部分はありますが、県民が見たときにそういった説明が難しいと思うので、例えば、第5章の最初に第4章までの主要施策を踏まえて、各地域別にはそれを落とし込む形でやると。第4章までと第5章は連動している、決して別のものではないとわかる文言を入れるなど、工夫できそうかなという気はしますので、御検討いただければと思います。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。確かにそうですね。160 ページ上部の第4章のところ、冒頭にそういった全体の計画との関連性を入れたほうが全体としてわかりやすくなるかと思います。</p>
復興・総合計画課長	<p>御指摘を踏まえ、追記させていただければと思います。</p> <p>第4章に掲げた施策を達成するためには、それぞれの地域においても協力がなければならない、取り組むということが前提になっていると思っています。それぞれ因数分解したような形で各地域に合わせた記載になっておりますが、実際に事業をやる時には、県全体で掲げている目標を踏まえて事業を構築する形になろうと思いますので、今の御指摘、非常に重要だと思っております、これを工夫して書き込めればと考えております。ありがとうございます。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございました。</p>
横田委員	<p>その他、御意見はございますか。横田委員、お願いします。</p> <p>お疲れさまです。すごくすっきりまとまっていまして、見やすくなっていて感動しました。あと、私が気にしていた指標の増減も矢印でわかりやすくしていただいていますし、「もうかる農林水産業」の言葉も残していただいて、これで農家さんたちもすごく励みになると私は個人的に思っています。</p> <p>あえて言いますと、データの数値が小さくなっているところが何カ所かありまして、少し見にくいところがあります。商品のパッケージでも5.5ポイント以下は見えないので、数字がつぶれているようなところはもう少し大きくしていただきたいのと、せっかくここまできれいにしていただいたので、写真が少し粗いものがあるので差し替えしていただいて、製本のときに精度を上げていただきたいと思いました。この2点です。よろしく願いいたします。</p>
岩崎会長 復興・総合計画課長	<p>ありがとうございました。より見やすい表記の仕方という御意見でしたが、ありがとうございます。こちら、専門業者との調整を進めたいと思います。私も見えないと思っていたところが多々ありまして、できるだけ見やすくしたいと思います。先ほど長林委員から御意見ありました写真の件もありますので、改めてその点も工夫してまいります。</p>
岩崎会長 小林委員	<p>ありがとうございました。小林委員、お願いします。</p> <p>小林と申します。私からは質問が2点と、意見を2点述べさせていただきます。</p> <p>意見から申し上げたいと思います。施策1の「『学びの変革』の推進と資質・能力の育成」というところに、「幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼小中高」と、「幼」が足されているのは好印象ですが、そのあとの指標に関しては、特に幼児期からの教育の部分について反映されているものはなかつ</p>

たので、就学前の児童期に係る指標が何かあったらいいのではないかと思います。これが1点目です。

2点目ですが、110ページで、「過疎・中山間地域の持続的な発展」というところですが、施策の2つ目で「新たに大学生と活性化に取り組む集落数」と書かれていますが、大学生に絞っているのが、高校や民間企業なども入っていたほうがいいと思いました。今、相双地方に私は住んでいますが、相双エリアの高校生や民間企業の方々がどんどん集落に入り込んで活動されている事例がありますので、そのようなところも入れてもいいのではと思いました。

同じ110ページですが、「生活サービスを維持するための『小さな拠点』の形成数」について、これを県民の方が見たときに「小さな拠点って何だ？」と思う方も多いのではないかと思います。おそらく小学校単位とか、集落の集まりとか、想像はできますが、何か説明、もしくはもっと具体的な文言を入れるとわかりやすいのではないかと思います。

意見が3つで質問が1つでした。78ページに戻りますが、「移住世帯数の増加」とか、移住が増えるというところは私もすごく大事だと思っていますが、県として、例えば転入者との違いというものが何かあるのかどうか、転入者も移住者としてカウントするのかどうか。今、相双地区やほかの地域もそうですが、転入者の方が頑張られている事例がすごく多いので、移住者の中に「仕事で福島に転入されてきた方々」という表記、そのような表現もあると、転入してきた方も「この地域で何かやれることがあるかもしれない」という意識を高めることにもつながると思うので、県として、移住者と転入者の何か違いがあるのか、表記の中に含まれているのかどうかを知りたいです。

私からは以上です。

岩崎会長

ありがとうございました。「小さな拠点」についての説明が必要だという御意見と、幼児教育の指標も必要ではないかという御意見、大学生だけでなく高校生や企業などを入れるべきではないかという御意見、移住者と転入者の定義や違いといった指標に関わる御意見でした。いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。幼児教育関連の指標と「小さな拠点」、ともに担当課から詳細な設定の理由を聞いておまして、まずは、その理由を資料編にしっかりと書き込んでいきたいと思っております。事業と関連して「大学生による」という冠が付いている事情もございますので、高校生等を含めたらどうかという御意見は担当課と相談してみたいと思います。

転入者と移住者の違いですけれども、概ね5年程度を目安として線引きをしていると理解しており、「5年以上継続して居住する意思を持っている方」を移住者と定義しております。

以上でございます。

岩崎会長

小林さん、よろしいでしょうか。

小林委員

ありがとうございます。5年以上という点が結構大事になってくると思います。日頃関わっている方とそのような議論が活発に起こったりするので、はっきりした定義があるのは私としてありがたかったです。どうもありがとうございます

岩崎会長 今野委員	<p>いました。</p> <p>ありがとうございます。他に御意見はございますか。</p> <p>資料2-2の特記事項を少し読ませていただいていたのですが、先ほどの意見の中でも「市町村が主体」という表現がありました。この文章だと、上から4つ目の丸に、「県内の様々な主体の共通の指針となる」とありますから、当然これは市町村や企業、いろいろな団体を含めて、そういったものの指針となると私は受け止めています。</p> <p>ただ、1つの事例を言えば、地球温暖化対策などは国の目標値が当然示されていて、一定程度の皆さんの方向性と一致するものがあるかと思います。ところが、国と県と市町村、それぞれ利益が相反する場合も十分に考えられます。そうなりますと県でも具体的な指標を示しておりますから、調整も必要になってくると思います。特記事項で、そのようなことも含めて、例えば共通の指針ということで市町村を含んでいるとすれば、併せて国や関連団体等の利益に相反した場合を想定した考え方を特記事項に盛り込んでもいいのではないかと思ったところです。国が上ではなく、県や市町村の利益が相反する場合があると十分考えられますが、そういった場合の考え方もこの特記事項に盛り込んだほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>実はこのあと、資料2-2に基づいて、岩崎会長から特記事項の説明があると伺っておりますので、その中で御議論いただければと思いました。</p>
岩崎会長	<p>後ほど、そこは意見を伺ったということでお話しします。</p> <p>どうでしょうか。ほかに意見はございますか。青砥委員、お願いします。</p>
青砥委員	<p>ありがとうございます。今回から参加させていただきます未来の準備室の青砥と申します。白河市に住んでいます。</p> <p>私からSDGsについて意見を出させていたいただきたいと思います。34ページにSDGsと本計画との関係について記されていて、非常にわかりやすくまとめていただいていますし、全体では200ページありますが、例えばこのページだけ提示する使い方も可能だろうと、そのような可能性を感じるページになっていると思っています。</p> <p>その上での意見ですが、SDGsの理念として、政府の目標であると同時に各国の企業や組織や国民の目標でもあるということが以前の国連の目標との大きな相違点だと理解しています。その理念を踏襲するのであれば、これはどうしても県の皆さんへのリクエストという形になりがちですけれども、これを各企業の皆さんも、ここにいらっしゃる団体の皆さんも、個人個人みんな目指していこうというメッセージ性を持たせる必要があると理解しています。</p> <p>例えば、地域の課題が46ページの中で掲げられていますが、若者の自殺率が高止まりしているという記載がありました。そのために施策として、県の担当部局の方が取り組んでいくというのがこの総合計画の役割だとはわかっているんですが、県だけがやっても、それによって下がるかというところではないと。人口比率が問題になっているというのもありました。私も移住・定住の仕事の手伝いをしていますが、窓口のことで精いっぱい、首都圏と県がやっている</p>

	<p>ことは知っているが、そもそも、今福島で働いている人たちの企業が本当に働きやすいものになっているか、結婚している方もシングルで子育てされている方も、これから働く若い方も、あるいはセカンドキャリアとして働き始める方にも働きやすくなっているのかと考えていくと、県職員各部局の方がみんなそろっていると同時に、やはりSDGsという言葉を使って広報していくことを考えると、県内の企業や団体、個人に対するメッセージという役割も持たせたほうがいいのではないかなと感じました。</p> <p>私からは以上です。</p>
岩崎会長	<p>青砥委員、ありがとうございました。34ページのところで少し書き加えたほうがいいのか、そういった御提案になりますか。</p>
青砥委員	<p>そうですね。総合計画としては県の各部局や担当の方が目指すべき指標ということでよく出来上がっていると思いますが、SDGsというものを使うときに、個人の目標でもあるという側面がもともと備わっているので、「勇気を持って」という表現が正しいかわかりませんが、県民に「一緒にやりましょう」というふうに働きかけてもいい部分ではないかと思っていて、このページがそういうふうに伝える箇所なのではないかと感じた次第です。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございました。先ほどの星崎委員の御指摘とも関連していると思います。この計画をどういう形で県民やステークホルダー、あるいはいろいろな企業など様々なところに発信し、浸透させていくためにどうしたらいいのか、そこを考える必要があるのではないかという御指摘だと思います。これはまさにこれからどういう形でやっていくかという、また新しい課題になると思いますが、どうぞ。</p>
復興・総合計画課長	<p>ありがとうございます。今、御指摘いただきましたように、実はこのSDGsに関しましては庁内でもだいぶ議論しまして、できればこれを福島版のSDGsといいますか、ローカル版のSDGsということでまとめてみようという話で、本来、福島の課題があり、それをSDGsのフィルターを通して見たらどう見えるかとやらせていただきました。</p> <p>御指摘のとおり、一人ひとりの目標ということですが、実はそれぞれの四角の一番下に「など」と書いてあります。これは何を意味しているかということ、県としてはこのような方向性、目指すべき目標、目指すべき姿が書いてありますが、それぞれの主体、個人や団体も含めてですが、こういった「など」に含まれるところで「自分のことで考えましょう」と訴えたいと考えております。この枠組みについては、この計画が策定されたあとでまたいろいろと考えていきますが、まずは、先ほど申し上げた企業・団体、個人も含めて、「一緒にやろうよ」というところを増やしていきたいと思っております。今の段階では、まずは計画策定ということでこのような形で進めております。ありがとうございます。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。木村委員どうぞ。</p>
木村委員	<p>福島県医師会の木村でございます。私からは地域包括ケアについて。96ページ、97ページに「安心の医療、介護・福祉提供体制の整備」とあるので、これ</p>

に関連してですが、この項目は文章を見ると、「体制を構築」や「整備をする」ということで書かれています。高齢で重度の介護が必要になったときでも安心して地域で暮らせるように、そういう地域をつくるために地域包括ケアが必要だというふうに言われてきたところです。そういった地域づくりをしていくと、医療や介護・福祉が連携するのは当たり前のことなので、そうではなく、地域の人がお互いに助け合って、いい形で、弱っている人がいないか、ちゃんと生活ができていないか見守り隊をつくったり、実際にそういう活動をされていますので、それをさらに充実させることが必要です。県が体制づくりをするということではなく、住民の方とともにそういう方向に、弱っても生活できる地域づくりをするためのことをぜひ保健福祉部と情報交換して加えてもらいたい。もうひとつ、こういった分野に関わっていると長年の懸案があって、実はそれは私がいわきにいて思うだけではなく、郡山も福島もいろいろな地域の先生が思っていることですが、行政嘱託員の方の地域割りです。いわゆる区長さんがどこを担当するか、民生・児童委員はどこを担当か、社会福祉協議会の担当はどの地域かというのが、地域によって非常に複雑に入り組んでいて、連携する際に、この人のことはまた別の方たちと連携しなければいけないとなっているのが実情です。今後、地域包括ケアシステムを進めるために、県のほうから号令をかけていただいて、行政嘱託員と民生・児童委員と社会福祉協議会の地域割りを少し見直して、どの地域でも一体となることができる体制をつくってほしいというのが県医師会の役員会でも出てきた意見ですので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

岩崎会長
保健福祉部

ありがとうございます。97ページの施策に関してですが、どうでしょうか。
保健福祉部でございます。木村委員、御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、地域包括ケアにつきましては、県だけではなく、まさに地元の医師会の先生方や、地元の市町村、それから行政の嘱託員の方々、民生委員の方々、地域の医療・保健に関わる方々の協力が必要だとされている施策です。県といたしましても、それを支えるために、例えば、あるときには在宅医療ですとか、訪問医療の推進ですとか、様々進めながら地域包括ケアを推進していきたいと思っております。計画の記載の部分につきましては、何か修正ができないか検討させていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

岩崎会長
木村委員

木村委員、よろしいでしょうか。
よくわかりました。区長さん、民生委員、児童委員、社会福祉協議会の区割りについては、誰がどうしたら問題解決できるのか私にはわかりませんが、福島県として何らかの働きかけをして、民生・児童委員、社会福祉協議会の区割りを統一する。同じような区割りにして連携しあってやっていく、それをぜひ進めるように御検討いただきたい。

岩崎会長

ありがとうございます。今の御指摘の点は少し計画の文章の中で盛り込んでいただけるといいと思いますが、よろしいでしょうか。

復興・総合計画課長

関係部局が広範にまたがっている事実もありますので、検討させていただければと思います。

木村委員
岩崎会長

よろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

そのほか意見はございますか。意見がないようでしたら、あるいは、まだまだあるとは思いますが、答申案については概ね了解されたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

本日の議論の中で出された御意見、御質問等々に基づく修正は、会長である私のほうで事務局と調整して修正する形にしたいと思いますが、御一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、今ほど御了承いただきました答申案については、私から知事に答申することになりますが、これまで過去の答申に当たっては特記事項を付しておりました。先ほど今野委員からも御指摘がありましたが、今回の答申に当たって、これまでの議論も踏まえた形で特記事項を記載したいと思います。そのたたき台が資料の2-2になりますので御覧いただけますでしょうか。資料2-2『新たな福島県総合計画』の答申における特記事項(案)の内容を説明させていただきます。

震災から10年を経てなお福島県の復興・再生は途上であり、復興のステージが進むにつれて復興の進捗に差が生じ、地域における課題が多様化・複雑化している。これらの課題それぞれにきめ細かく対応するとともに、未曾有の複合災害に立ち向かってきた福島県民の頑張りや人と人との繋がり(ご縁)を大切にしながら、本計画に基づき復興・再生を着実に推進すること。

2つ目は、少子高齢化と人口減少の急速な進行が避けられない中、これらを消極的に受け止めるのではなく、成熟した社会として理解した上で、県内の様々な主体と協働しながら、地方創生をはじめとした持続可能で豊かなふくしまの実現に向けた取組を一層推進すること。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症が県民生活や社会経済に及ぼしている影響は深刻かつ甚大である。引き続き新型感染症の収束に全力で取り組むとともに、これから大きく変わりつつある社会のあり方や課題をしっかりと把握し、生活者の目線で希望あふれる福島づくりに向けた施策の構築・展開を図ること。

4つ目が、本計画は、策定過程において多くの県民の皆さんにご参加いただき、対話を重ねながら目指す将来の姿を描いてきたものであり、県内の様々な主体の共通の指針となるものとする。「多様性」を認め合い、「包摂性」が担保された地域社会の実現を目指し、県民一人ひとりが身近に感じ、自分事と感じられる計画となるよう、計画の趣旨や内容の周知を図ること。

5つ目は、計画策定後においても、適時適切な事業効果の分析や、根拠に基づく政策立案により、毎年度県の取組の成果を簡潔でわかりやすく公表して進行管理を行い、計画の実効性を確保すること。

この5点にまとめました。先ほど御意見を今野委員から頂きました。様々な

今野委員	<p>主体の書きぶりですね。ここも、もう少し具体的に、市町村、企業のような言葉を入れたほうが良いということでしょうか。</p>
岩崎会長 今野委員	<p>ここでそういうふうにとれると思います。ただし、利益というか、D Iというか、例えば国には国の主張があったり、県は総合計画に基づく中で主張があったり、市町村も当然ながら総合計画をつくっています。そういった中で、すべてが一致することはないと思います。国が進める政策においても県民との利害が相反する場合も当然出てきます。ある意味、ひとつのよりどころになったり、考え方のもとになったりするのがこの総合計画だと思います。スペースがもしあるのであれば、特記事項でそういった場合を想定したものをここに含めて書いておけばある程度いいのかなと思いました。福島県が抱えている問題、そしてまた国が進めようとしているところ、県民との利益が相反することがあった場合に、共通のものばかりではなくて相反することも当然出てくるわけですから、そういった場合の考え方もあっていいと思います。</p>
岩崎会長	<p>例えば「調整」や「対話」のような文言でしょうか。</p> <p>「対話を基本とした」などですね、お互いの調整のような表現の言葉が使われて書かれたほうが良いと思いました。</p>
長林部会長	<p>ありがとうございました。上から4つ目の丸のところに、今頂いた御意見も踏まえて書き加えたいと思います。</p> <p>ほかによろしいでしょうか。それでは、特記事項について概ね了承されたということによろしいでしょうか。ただいまの御意見も踏まえて事務局と調整して修正していきたいと思います。その後、私から改めて、審議会を代表して県に答申したいと思いますので御了承ください。</p> <p>次に議事の(2)に入ります。「新たな福島県土地利用基本計画(答申案)について」です。</p> <p>6月2日に開催した第6回審議会では、第3回及び第4回の部会の審議経過などについて長林委員から御報告いただき中間整理案について議論を行いました。また、8月2日に開催した第5回部会においては、第6回審議会後の6月から7月にかけて行ったパブリックコメント、あるいは市町村からの意見を踏まえて修正した計画案について議論しております。</p> <p>部会長である長林委員から審議内容などについて報告いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>長林でございます。それでは、第5回の国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の検討内容を説明します。</p> <p>会長からご案内がありましたように、6月2日の第6回審議会で報告しました新しい中間整理案を踏まえた答申案について審議しました。委員から御意見を頂きましたその内容をご報告いたします。お手元の参考資料3-1と、資料3-2の基本計画の答申案、両方を見ていただけますとわかりやすいと思えます。</p> <p>1点目ですが「県土利用の基本方針について」です。9ページの自然災害に対する県土の安全性の確保というところで追加の記載がありました。気候変動</p>

対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の考え方は非常に重要であるので強調した記載をしたほうがよろしいということで追記しました。

2点目、計画の実現に向けた措置の概要についてです。21 ページに「県土の安全性を高める土地利用」というところがございまして、そこに「原形復旧の発想にとらわれずに弾力的な対応により気候変動への適応を進める『適応復興』」という言葉がございまして、これも非常に重要な考え方ですので、説明をしっかりと書いて、その言葉の説明もしたほうがいいということで対応いただきました。

3点目です。これは「計画の実現に向けた措置の概要」、21 ページもしくは25 ページです。「暮らしの基盤となる県土利用の推進」、それから「人と自然が調和した適切な県土管理」ということですが、先月、熱海市で土砂災害がございましたが、その内容を盛り込み、自然災害と安全確保ということが記載されてございます。

4点目、全体としてこの計画でございまして、今まで論議をして積み上げて網羅された内容になっているという御意見でした。それに加えて、策定後は、いかにこの計画を効果的にPDCAサイクルに落とし込んでいけるかが重要であるという御意見でございました。

それから、もう一点でございまして。既に計画に記載されてはおりますが、市町村との連携がますます重要であるとの御意見が委員の先生方からございました。本日の審議会で示される答申案につきましては、これまでの議論を踏まえて修正したものです。詳細については後ほど事務局から御説明させていただきます。

以上、部会の主な意見、答申案についてご報告いたしました。

長林委員、ありがとうございます。

それでは、「新たな福島県土地利用基本計画（答申案）」について事務局より説明をお願いします。

事務局から説明します。その前に事務連絡をさせていただきます。

当初予定していた進行時間よりもだいぶ押してございまして、今、40分程度オーバーしている状況でございまして、委員の方におかれましては業務の都合で途中退席される場合もあるかと思いますが、その際はひと声お声がけいただければと思います。事務連絡でした。

大変申し訳ございません。では、私のほうから土地利用基本計画書につきまして説明させていただきます。

3-2の「福島県土地利用基本計画書」について説明します。参考資料3につきましては、前回6月開催の第6回部会で総合計画審議会の各委員から頂いた御意見や、その後、部会委員からの御意見と、その対応等をまとめたものですので、あわせて御参照いただければと思います。なお、県民の皆様からも広く御意見を頂くために6月11日から7月10日までパブリックコメントを実施いたしました。こちらについては特にコメントはございませんでした。

岩崎会長

復興・総合計画課長
事務局

復興・総合計画課長

それでは、3-2の計画書に入ります。前回御説明しました中間整理案について、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、関係各課や市町村とも再度調整をして整理したものとなっております。内容につきまして主な修正箇所を御説明申し上げます。9ページ目をお開きください。

9ページ目、「深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保」の3行目の「土地利用の推進」のあとに※印を入れております。本文のあとに※印の説明として枠囲みにしましたが、「県土の安全性を高める土地利用の推進にあたっては、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる『気候変動×防災』の考え方も取り入れていく必要があります」と追記しました。また、「気候変動×防災」について説明を加えるとともに、全体を枠で囲んで強調しております。「気候変動×防災」については環境省の御意見を踏まえて追記したものです。また、参考資料3の2ページ目の1番目の長林部会長の御意見等を踏まえたものとなっております。

次に、13ページ目をお開きください。13ページ目の「(ア) 色あせないふくしまの地図を未来へつなぐ」ですが、1行目から3行目の「平成23年8月に策定した復興ビジョン」から「次の世代に引き継いでいく」のところまでを追記しました。こちらにつきましては、参考資料3の1ページ目の1番目、前回審議会での川崎委員の御意見を踏まえて、タイトルと本文に記載した内容の整合が図られるよう説明を補ったものです。

20ページ目をお開きください。20ページの「オ 地域の活力を支える県土利用」の下から3行目のところですが、「遊休農地等の発生防止、再生に取り組む」という追記をしております。こちら、資料3の2番目、以前の審議会での菅野委員の御指摘を踏まえまして、荒廃農地をつくらないための取組として明記しております。

続きまして21ページ目でございます。21ページ目の「イ 安全・安心な県土の再生へ」については、修正前は「安心・安全な」としておりましたけれども、ほかで使用している文言との統一を図り修正しております。また、同じ「イ」の本文5行目の「土砂災害等のリスクの高い地域」については、修正前は「災害リスクが高い地域」としておりましたが、気候変動による大雨に対する制限の区分となっていることから、「土砂災害等」であることを明記しました。

同じく「イ」の本文の最後に※印を入れております。本文のあとに「※ 被害を最小限に抑える土地利用施策を推進するに当たっては、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める『適応復興』の考え方に留意します」と追記しました。また、「適応復興」について説明を加えるとともに、全体を枠で囲んで強調しました。こちらにつきましては、環境省の御意見を踏まえて「適応復興」の考え方を追記するとともに、参考資料3の2ページ、3番目と4番目ですが、長林部会長と松本委員の御意見を踏まえたものとなっております。

なお、「適応復興」につきましては、令和元年東日本台風などを踏まえ、災害からの復興に当たっては、単に地域を元に戻すという「原形復旧」の発想に捉

	<p>われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進めるものです。先ほどの「気候変動×防災」の共同メッセージといたしまして、令和2年6月に内閣府防災担当大臣及び環境大臣の連名で出されたメッセージです。具体的には、危ない土地には住まないことや、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図っていくといったことを地域の関係者で検討する「事前復興」の取組を進めることとする考え方でございます。</p> <p>続きまして22ページ目になります。「オ 暮らしの基盤となる県土利用の推進」につきましては、3行目に「盛土など土地の形質を変更する行為については、土砂流出又は崩落その他の災害の発生のおそれがないように関係法令に基づき規制し」を追記し、土砂災害への取組について明記しました。こちらは先般の静岡県熱海市での土砂崩落を受けて記載したものです。</p> <p>続きまして25ページになります。「イ 人と自然が調和した適切な県土管理」の1行目の「生産の場としての機能のほか」から、4行目「土地利用を促進します」まで、趣旨は変えておりませんが、全体的にわかりやすい文章になるように構成を変更しております。あわせて、先般の静岡県の土砂崩落を踏まえ「自然災害等に対する安全確保」と追記しております。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひします。</p>
岩崎会長	<p>資料の3-1、3-2について説明いただきました。</p> <p>それでは、議事(2)の「新たな福島県土地利用基本計画(答申案)について」、御意見や御質問がありましたらお願ひいたします。福迫委員、お願ひします。</p>
福迫委員	<p>ありがとうございます。御説明いただいたところの追記等で、例えば21ページで、「土砂災害等のリスクの高い地域」のところですか。ほかのところ書いてあるかもしれませんが、土砂災害というと、斜面とかそういったところになると思いますが、いわゆる氾濫、増水被害地域は含むのかどうか、そういった地域の利用について今の説明にはなかったもので、どのような形か教えていただければと思います。</p>
岩崎会長 事務局	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p> <p>今、委員からお話ございましたように、水害等のリスクがあるところというところで、ハザードマップなどが示されているところについては、極力、土地利用を制限していきたいという考え方で、「土砂災害等のリスクの高い地域」とお示しをさせていただいております。</p>
福迫委員	<p>「土砂災害等」という言葉に、そういった氾濫・洪水のリスクがある地域も含んでいるという解釈ということですか。</p>
事務局	<p>含んでいると考えております。</p>
福迫委員	<p>わかりました。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。</p>
星崎委員	<p>ほかにいかがでしょうか。星崎委員、お願ひします。</p> <p>ありがとうございます。36ページ以降で「地域区分ごとの土地利用の原則」と記載がありまして、五地域の区分は何を見たらわかるのか、どこかに記載が</p>

事務局	<p>あるのでしょうか。見当たらなかったの御質問させていただきました。</p> <p>こちらの計画には改めて記載はしておりませんが、土地利用基本計画は、国土利用計画法という法律があり、いわゆる五地域区分として、都市地域、農業地域、森林地域等々、各地域について示しておりますので、こちらの計画には改めて記載はしていません。</p>
星崎委員	<p>ありがとうございます。細かいことなのでここには記載はしないにしても、何を見たらわかるというのが出ていると親切なのかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。先ほども議論がありましたが、これをどういう形で県民の皆さんに知っていただくか、浸透していくか、発信していくかという点に関わって、わかりやすさがすごく大事になってくると思いますので、場合によっては「注」を付けたり、説明を加えたり、あるいは用語説明を加えたり、そういう工夫も必要になってくると思います。御指摘ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。それでは、まだまだ御意見もあるかと思いますが、答申案については概ね了解されたということによりよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>本日の議論の中で出された意見に基づく修正については、会長である私のほうで事務局と調整の上、修正することで御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>こちらの特記事項がございます。この答申案について、知事へ私から答申することになります。今回の答申に当たって、これまでの議論を踏まえた形で特記事項を記載しております。資料の3-3にたたき台がございます。読ませていただきます。</p> <p>複合災害からの復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産の場としての県土の魅力をより高めるとともに、より良い状態で次世代に引き継ぐため、復興・地方創生をさらにおし進める土地利用を推進すること。</p> <p>2つ目が、地球温暖化の進行等を背景として、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されている。このため、暮らしの基盤となる県土を守るハードとソフトが一体となった災害対策の強化を進め、住民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活基盤を確保すること。</p> <p>3点目は、計画策定後においても、国土利用計画法や土地利用関係法令等の適切な運用及び市町村をはじめとした関係機関相互の情報共有や連携・調整を行い、計画の実効性を確保することというたたき台でございます。</p> <p>これについて何か御質問、御意見がありましたらお願いします。特記事項については概ね了承されたということによりよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

	<p>ありがとうございます。それでは、先ほどの新たな福島県総合計画とともに、私のほうから改めて審議会を代表して県に対して答申したいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>次に議事（３）「福島県土地利用基本計画の一部変更について」に入ります。事務局からお願いします。</p>
司 会	<p>今の進捗から御報告します。当初の予定より 40 分ほど押しておりますので、4 時 10 分頃の終了を見込んでおります。</p>
企画調整部長	<p>それでは議事の（３）にまいります。ここで知事から当審議会に諮問がございます。恐れ要りますが、岩崎会長、橘部長、よろしく願いいたします。</p> <p>国土利用計画法の規定に基づきまして、福島県土地利用基本計画の一部変更について貴審議会に意見を求めます。よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（諮問文手交）</p>
岩崎会長 司 会	<p>確かに承りました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行は引き続き岩崎会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
岩崎会長	<p>それでは、改めて議事の進行を務めさせていただきます。議事の（３）「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
復興・総合計画課長	<p>引き続きよろしく願いいたします。「福島県土地利用基本計画の一部変更」について御説明いたします。</p> <p>土地利用基本計画を変更する場合には、国土利用計画法第 9 条第 10 項で定められておりますとおり、予め国土利用計画法第 38 条第 1 項の審議会、その他の合議制の機関、福島県においては本審議会での審議のほか、該当する市町村の意見を聴いた上で、国土交通大臣に意見を聴くこととなっております。なお、これから御審議いただく案件につきましては、資料 4-1 の 3 ページの「4 市町村への意見聴取等の結果」に記載してありますとおり、今回の変更地域が存在する喜多方市、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、只見町からは、異存はない旨、事前に伺っております。</p> <p>具体的な案件の説明に入ります前に、今回、土地利用基本計画の変更におけるポイントについて説明をさせていただきます。</p> <p>今回の案件は、福島県が環境省と共同で作成いたしました「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、只見柳津県立自然公園と越後三山只見国定公園に編入することに伴いまして、自然公園区域を拡大するものが 5 件となっております。また、あわせて、環境省において国有林野の面積を再集計した際に、現行の面積数値との差が発生したため修正するものが 1 件の、合計 6 件となっております。なお、面積集計については区域の拡大や縮小などは発生せず、総括表の数字のみの修正となっております。</p> <p>この審議会での御審議を経て、変更が適当であると認めいただいた後に、自然保護課において福島県自然環境保全審議会にお諮りし、適当であると認めていただいた後、確定することとなります。なお、6 月 28 日に行われました環</p>

境省中央環境審議会において、国定公園の区域拡大についてお諮りいただき、7月2日に環境大臣から「適当である」との答申をいただいております。

それでは、今回お諮りする案件について各資料に沿って具体的に説明します。資料4-1には今回お諮りします五地域区分の変更概要について記載しております。それから、4-2につきましては、案件ごと、変更位置図、変更区域図、航空写真の順で掲載しております。

まず、資料4-2の1ページを御覧ください。1点目は喜多方市、会津坂下町、柳津町の只見川から阿賀川合流地点までの河川区域において、自然公園区域を322ヘクタール拡大するものでございます。拡大の理由といたしましては、多様な魚類の生息環境の保全及び只見川景観の連続性を確保し、自然公園としての一体性を醸成するために、越後三山只見国定公園区域に編入し拡張するものでございます。拡大区域の場所及び写真については2ページから4ページを御覧いただければと思います。

続きまして1ページにお戻りいただきます。2点目は、図面の中ほどですが、柳津町において自然公園区域を35ヘクタール拡大するものでございます。この地区は、会津柳津駅及び柳津スキー場周辺について、公園利用の促進のために越後三山只見国定公園区域に編入し拡大するものでございます。拡大区域の場所及び写真等については5ページと6ページに掲載しております。

続きまして、もう一度、1ページにお戻りいただきまして、図面の下側になります。3点目は三島町の自然公園区域を30ヘクタール拡大するものとなっております。こちらは第一只見川橋梁展望台周辺について、公園利用促進のため越後三山只見国定公園に編入し拡張するものでございます。拡大区域の場所及び写真等については7ページと8ページを御覧ください。

続きまして9ページを御覧ください。4点目は金山自然公園地域を137ヘクタール拡大するものでございます。こちらにつきましては、大塩炭酸泉・滝沢甌穴群周辺について、公園利用促進のため越後三山只見国定公園に編入し拡張するものでございます。拡大区域の場所及び写真については9ページから11ページを御覧いただきたいと思っております。

続きまして、お戻りいただいて9ページを御覧いただきまして、5点目は只見自然公園地域を313ヘクタール拡大するものでございます。これは、当地域の主要な眺望対象である蒲生岳について、山岳景観を保全するために越後三山只見国定公園に編入し拡張するものでございます。拡大区域の場所及び写真については12ページ、13ページを御覧ください。

最後、6点目でございますが、南会津自然公園区域を18ヘクタール拡大するものでございます。こちらは、関東地方環境事務所において公園計画の点検を行った際に、国有林野の最新の基盤情報を改めて集計いたしましたところ、現行計画の面積数値と異なったために修正するものであり、面積の拡張や削除等の変更はなく、地図上の変更もございません。15ページの表を御覧いただきたいと思っております。檜枝岐村の区域において18ヘクタールが拡大、1万5,867ヘクタールから1万5,885ヘクタールに拡大しているために、本県の土地利用基本

	<p>計画上也数値を訂正するものでございます。これに関する数値については14ページ及び15ページを御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>次に、県全体の面積変更を資料4-1の総括表に沿って御説明いたします。今回の変更に係り自然公園地域は855ヘクタール増加し、変更後の自然公園地域の面積は17万9,943ヘクタールとなります。なお、今後の手続きといたしましては、本日の審議会と並行して実施されています国への意見聴取と併せまして、土地利用基本計画の変更が決定されることとなります。</p> <p>以上が、本日、委員の皆様へ御審議いただきます「福島県土地利用基本計画の一部変更について」の説明となっております。よろしくお願ひいたします。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。資料4-1、資料4-2について説明いただきました。</p>
酒井委員	<p>それでは、議事(3)の「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、御意見や御質問があればお願ひします。酒井委員、お願ひします。</p>
酒井委員	<p>酒井です。よろしくお願ひします。</p> <p>資料4-1の変更を必要とする理由ですけれども、「越後三山只見国定公園区域に拡張するもの」というふうにするならば統一してほしいと思ひます。お願ひします。</p>
岩崎会長 事務局	<p>いかがでしょうか。</p> <p>「変更を必要とする理由」については、先ほど課長のほうからも説明しましたように、越後三山只見国定公園区域に編入することに伴いまして、その周辺地域を改めて自然公園区域として拡大・指定するものでございますので、この記載で御理解をいただければというふうを考えております。よろしくお願ひします。</p>
岩崎会長	<p>酒井委員、いかがでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。</p> <p>ほかによろしいでしょうか、御意見、御質問は。よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、諮問がありました「福島県土地利用基本計画の一部変更について」は、これを適当と認めて、その旨、答申するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、その答申の文案については私のほうに一任させていただいて答申書を作成いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">— 報 告 —</p>
岩崎会長	<p>それでは、続きまして4の報告「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、事務局から説明をお願いします。</p>
復興・総合計画課長	<p>それでは引き続き説明を申し上げます。参考資料の4になります。土地利用基本計画の計画図を変更する場合におきましては、国土利用計画法第9条第10項の規定に基づきまして、予め同法第38条第1項に掲げる本審議会での審議のほか、該当する市町村長及び国土交通大臣に意見を聴くこととなっております。</p> <p>一方、今回のように森林地域の縮小に係る案件につきましては、表の左側の</p>

「林地開発許可の流れ」のとおりですが、森林計画の変更には先立って森林の開発を許可がなされ、開発行為の完了を確認してから森林審議会を経て地域森林計画の変更が行われているところです。

制度上、本審議会では、表の中の①で本審議会にかけられることになりまして、後追いの形になっておりますことから、平成 28 年度、2016 年度に国の運用指針やほかの都道府県の状況なども踏まえ、御覧のように会長専決報告案件に変更されております。市町村長の意見については資料 5-1 の 3 ページの「4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果」に記載のとおり、該当します白河市、棚倉町、西郷村から異議ないという旨を事前に伺っております。なお、国土交通省の意見については、現在、調整中となっております。

それでは、今回の変更におけるポイントについて説明させていただきます。資料 5-2 の 2 ページを御覧ください。白河市萱根足洗場、それから棚倉町大字寺山、白河市大信増見字館ヶ沢、西郷村大字羽太字滝の沢の森林地域について縮小する案件が 4 件でございます。いずれも森林法に基づく林地開発の手続きが行われ、開発の完了に伴い、当該区域が森林として整備・保全する必要がなくなったことが確認できたことから土地利用基本計画図の変更を行うものでございます。

順に説明させていただきます。資料 5-1 の 1 ページは五地域区分の変更概要となっております。今回は、森林地域が合計で 145 ヘクタール縮小することになっているものでございます。

それでは、2 ページのほうをお開きください。資料 5-1 の 2 ページですが、整理番号 1 番です。白河市萱根足洗場におきましては、森林地域を 33 ヘクタール縮小するものでございます。変更部分の重複状況は都市地域と重複しております。当該区域は平成 30 年、2018 年に太陽光発電の事業のための林地開発の許可を受け、昨年 7 月に開発が完了したものでございます。

整理番号 2 番ですが、棚倉町大字寺山において森林地域を 14 ヘクタール縮小するものでございます。変更の区分の重複状況は農業地域と重複しております。当該区域は、平成 2 年に砂利採取のための林地開発の許可を受けた後、平成 30 年、2018 年に太陽光発電事業を開発目的とする変更許可を受け、昨年 9 月に開発が完了したものでございます。

続きまして整理番号 3 番ですが、白河市大信の案件です。こちらにつきましては森林地域を 68 ヘクタール縮小するものでございます。変更の区分の重複状況は農業地域と重複となっております。当該区域は令和元年に太陽光発電事業のために森林法に基づく林地開発の許可を受け、令和 2 年に開発が完了したものでございます。

整理番号 4 番については、西郷村大字羽太字滝の沢地区ですが、森林地域を 30 ヘクタール縮小するものでございます。変更の区分の重複状況は農業地域と重複となっております。当該区域につきましては、令和元年に太陽光発電事業のために森林法に基づく林地開発の許可を受け、今年 3 月に開発が完了したものでございます。

続きまして、もう一度、5-2を御覧ください。変更案件ごとに、変更位置図、縮尺5万分の1の変更区域図、その他の資料として航空写真等を掲載しております。

1ページにつきましては、白河市萱根地区の森林地域を縮小する案件でございます。民間企業のほうで太陽光発電施設の用地造成を行ったものでございます。3ページの詳細図を御覧いただきますと、赤線の斜線で囲まれた区域が事業区域の森林地域となっております。4ページ、5ページにつきまして、関連する写真を掲載しているところでございます。なお、開発行為の対象森林面積48ヘクタールのうち、太陽光施設用地に係る開発面積は33ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮されているところでございます。

続きまして6ページになりますが、2件目は棚倉町大字寺山地区において森林地域を縮小する案件でございます。民間企業が太陽光発電施設の用地造成を行ったものとなっております。8ページの詳細図を御覧ください。赤い色の斜線で囲まれた区域が事業区域の森林地域となっております。9ページには造成工事後の写真を掲載しております。なお、開発行為の対象森林面積約22ヘクタールのうち、太陽光施設用地に係る開発面積は14ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮しているといった状況となっております。

次に10ページになります。3件目は、白河市大信地区における民間企業が太陽光発電施設の用地造成を行ったものとなっております。12ページの詳細図を御覧いただきたいと思っております。赤の斜線で示した区域を開発しておりまして、13ページには竣工後の写真を掲載しているところでございます。太陽光パネルが設置されている状況が確認いただけるかと思っております。なお、開発行為の対象森林面積約124ヘクタールのうち、太陽光施設用地等に係る開発面積は68ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮されているところでございます。

次に14ページをお開きください。4件目は西郷村大字羽太地区における民間企業が太陽光発電施設の用地造成を行ったものとなっております。16ページの詳細図、並びに17ページの完成写真を御覧ください。開発後の写真ですが、太陽光パネルが設置されていることが御確認いただけるかと思っております。なお、開発行為の対象森林面積約45ヘクタールのうち、太陽光施設に係る開発面積は30ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮されているところでございます。

今後の手続きについて御説明申し上げます。この後、並行して実施しております国への意見聴取を経まして土地利用基本計画の変更が決定されることとなります。なお、地域森林計画については12月に開催が予定されております森林審議会の審議を経て変更される見込みでございます。

以上が報告案件の説明です。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。資料5-1、資料5-2について御説明いただき

ました。いまほど説明がありました「森林地域の縮小」については、平成28年9月の審議会で「本審議会長の専決」とすることが承認されております。本日の御報告に際し事務局から事前に私に説明をいただきました。内容を確認し、いくつか質問しましたところ、特に問題ございませんでしたのでこれを適当と認めたところです。

議事の4の報告は以上になります。

——その他——

岩崎会長
事務局
岩崎会長

それでは5「その他」に入りたいと思いますが、事務局からございますか。
事務局からは特段ございません。よろしく申し上げます。

はい。これで予定した議題はすべて終了しました。申し訳ございません。35分、時間が押してしまいました。とはいえ、今日は特に新任の委員の方にはたくさん御意見を出していただいて、質問もしていただいてとてもよかったと思っております。この計画策定に当たっては、途中、新型コロナウイルス感染症の関係で中断等々ございましたが、委員の皆様には多大なる御尽力をいただきました。本当にありがとうございました。また引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

司 会
企画調整部長

最後に、企画調整部長から一言御礼を申し上げたいと思います。

企画調整部長の橘でございます。最後にひと言、御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様、貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。熱心に御議論いただきましたおかげで、ここまでようやく来ることができました。9月議会にしっかりとした総合計画を提案させていただきたいと思います。

意見の中でも頂きましたが、県民の方にどうやって発信していくのか、浸透していくのかというところ、これは非常に難しく、行政としての永遠の課題のようなところがありますが、今回、策定プロセスでできるだけ多くの方々に携わっていただく仕掛けもやらせていただきましたし、今後、PDCAサイクルを回していく中でもしっかりとしたものをできるだけ柔軟な発想で、総合計画に身近に親しんでもらえるようなやり方を考えていきたいと思っております。

長い間にわたりましたが、ここまで進めてくることができたのは、岩崎会長、川崎部会長、長林部会長を始め、委員の皆様方の献身的な協力のおかげと思っております。本当にありがとうございました。

——閉 会——

司 会

これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(以 上)